主

本件抗告をいずれも却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られる。そして民事事件については、民訴 四一九条ノニに定められている抗告のみが右の場合に当ることは、当裁判所の判例 とするところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二月八日決定参照)。従つて、 最高裁判所に対する抗告申立には同四一三条は適用がなく、その抗告理由は同四一 九条ノニによつて、原決定において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか しないかについてした判断を不当とするものでなければならない。ところが、本件 抗告理由がいずれも右の場合に当らないことは、抗告理由自体により明らかである から、本件抗告をいずれも不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべき ものとし、主文のとおり決定する。

## 昭和二八年一二月一〇日

## 最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
原	俊	ΞŢ	λ	裁判官